

広島県告示第六百二十二号

次のとおり広島県収納代理金融機関の取扱事務の範囲の変更を行った。

平成二十六年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 広島県収納代理金融機関の名称
株式会社ゆうちょ銀行

二 変更内容

変更前の取扱事務の範囲	変更後の取扱事務の範囲	変更年月日
次に掲げるもののうち県の歳入金及び歳入歳出外現金に属する現金の収納に関する事務 1 県税 2 放置違反金 3 県営住宅使用料及び駐車場使用料 4 県営住宅敷金 5 児童福祉施設措置費負担金及び児童福祉総務費負担金 6 母子・寡婦福祉資金貸付償還金 7 県立高等学校授業料等	次に掲げるもののうち県の歳入金及び歳入歳出外現金に属する現金の収納に関する事務 1 県税 2 放置違反金 3 県営住宅使用料及び駐車場使用料 4 県営住宅敷金 5 児童福祉施設措置費負担金及び児童福祉総務費負担金 6 母子・父子・寡婦福祉資金貸付償還金 7 県立高等学校授業料等	平成二十六年一〇月一日